



週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

12月5日発行
Vol.83

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



高速道路無料措置の継続について

原発事故の警戒区域等に居住していた方を対象とした**無料措置**を平成25年3月31日(日)まで継続します。

現在実施されている原発事故により避難されている方に対する高速道路の無料措置については、来年1月15日までとなっていましたが、当面以下のとおり継続されます。

■継続期間

平成25年3月31日(日) 24時まで

■その他

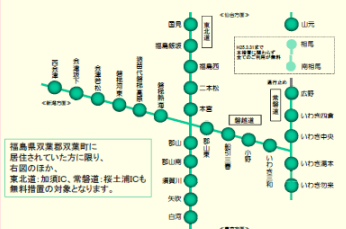
対象者、対象走行、ご利用方法などに変更はありません。

NEXCO東日本からのお知らせ

原発事故の警戒区域等に居住されていた方を対象とした**無料措置**を平成25年3月31日まで継続します

平成26年1月15日までとしての無料措置を継続します。

◆無料措置の対象となるインターチェンジ



※対象となる方やご利用方法については裏面をご覧ください。

◆本無料措置は法令に基づき実施しています。
◆本無料措置は一時帰宅等の生活再建に向けた移動支援を目的としています。道前に沿ったご利用をお願いします。

くわしくは、今週号のチラシをご覧ください。

問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024(ナビダイヤル)(24時間)
03-5338-7524(PHS、IP電話のお客様)

目次

●南相馬市HP「フォトレポ南相馬」より

- ・牛越仮設住宅に自主防犯パトロール隊 ----- 2
- ・仮設校舎をクリスマスバージョンに ----- 2
- ・点灯待ち遠しいイルミネーション ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 8
- 双葉町 ----- 11
- 大熊町 ----- 13
- 川内村 ----- 16

●NEXCO東日本

- ・高速道路無料措置の継続について ----- 1

●三条市News

- ・総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票について ----- 18

●交流ルームひばり通信

- ・『旭っ子キッズたちとの交流 & お米寄贈』のお知らせ ----- 19
- ・第3回ボウリング交流会 ----- 20

11/25 牛越仮設住宅に自主防犯パトロール隊

原町区の牛越仮設住宅に自主防犯パトロール隊が発足しました。

発隊式は第四集会所で開かれ、パトロール隊代表に反射材が付いた蛍光色のチョッキ、帽子、赤と青に光るサインライトが贈呈されました。

パトロール隊は、鹿島区の小池第二、角川原、寺内第一、小池原畑第一の仮設住宅に誕生しています。



帽子などを受け取る代表



パトロール隊の皆さん

11/25 仮設校舎をクリスマスバージョンに

小高区の福浦小学校のPTAは仮設校舎にイルミネーションを飾り付けました。

全校生に元気をプレゼントしたいと企画し、PTA会長をはじめ、児童や地元の上姥沢・女場行政区役員がトナカイやサンタの人形、星などを飾り付けました。



飾り付けの開始です



PTAの皆さん



児童もお手伝い



できあがりを楽しみます

11/25 点灯待ち遠しいイルミネーション

牛越仮設住宅では、小高区の「あかりのファンタジーinおだか」を引き継ぐ復興イルミネーションの飾り付けが行われました。

仮設住宅の住民や地元行政区の役員など23人が参加し、高さ5.4m、幅21mの足場と、モミの木2本、ヒノキ2本に発光ダイオードを飾り付けました。

復興イルミネーションは、鹿島区の小池第三、牛河内第四、西町第一、寺内塚合、角川原、寺内塚合第二、寺内第一・前田団地、牛河内第二、原町区の牛越、桜井町の仮設住宅が参加しています。



集会所前に足場を設置



総出で飾り付け



完成イメージは「宮殿」



参加した皆さん



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

【都道府県別】

2012.11.29現在（南相馬市HPより）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	7,083	群馬県	347	兵庫県	44	福岡県	14	佐賀県	4
宮城県	2,852	山梨県	129	福井県	40	長崎県	12	熊本県	4
山形県	1,275	北海道	117	京都府	38	岡山県	12	奈良県	3
新潟県	1,148	秋田県	111	石川県	34	富山県	11	徳島県	3
東京都	972	長野県	111	沖縄県	29	愛媛県	11	鹿児島県	1
埼玉県	869	岩手県	95	広島県	20	三重県	10	山口県	-
茨城県	794	静岡県	91	滋賀県	18	香川県	6	宮崎県	-
千葉県	612	愛知県	54	大分県	18	鳥取県	5	※海外	14
栃木県	574	青森県	49	岐阜県	17	和歌山県	4	合計	18,252
神奈川県	532	大阪府	47	島根県	14	高知県	4	(11/22 18,304)	

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
相馬市	1,824	喜多方市	96	棚倉町	25	金山町	7	柳津町	1
福島市	1,764	会津坂下町	67	三春町	23	矢祭町	6	塙町	1
いわき市	775	南会津町	61	西会津町	20	石川町	6	広野町	1
郡山市	650	猪苗代町	48	下郷町	19	北塩原村	5	富岡町	1
会津若松市	446	本宮市	47	会津美里町	16	玉川村	5	合計	7,083
新地町	383	川俣町	41	小野町	15	古殿町	5		
二本松市	169	西郷村	37	磐梯町	14	平田村	3		
伊達市	150	鏡石町	32	国見町	9	天栄村	2		
白河市	119	田村市	30	大玉村	7	鮫川村	2		
須賀川市	116	桑折町	27	只見町	7	浅川町	2		



南相馬市

みなみそうまチャンネル

Channel assist by
yoozma
www.yoozma.jp

番組内容 [12月3日～]

※1週間ごとに変ります。

パソコン視聴

1. オープニング&今週の番組
2. 南相馬市復旧・復興市民説明会 前編
3. ガンバレレシピ第26回～ おせち料理 黒豆 ～
4. 南相馬市秋の消防訓練
5. かしまの産業文化祭
6. いきいき体操
7. 南相馬イルミネーション情報
8. みなみそうまチャンネルからのお知らせ

アクトビラ配信

1. オープニング&今週の番組
2. 11月市長定例記者会見
3. ガンバレレシピ第25回～ 米粉のロールケーキ ～
4. あきいち2012
5. テクノアカデミー浜学園祭～浜フェスタ2012～
6. 市長への訪問報告
7. 波乗り体操
8. 南相馬イルミネーション情報

みなみそうまチャンネルは、
交流ルームひばりのパソコンとテレビでもご覧いただけます。

東京電力からの賠償金に係る税の申告について

広報みなみそうま12月1日号より

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、事業所得等の減収分や就労不能損害、財物価値の喪失または減少などに対する賠償金の支払いを受けた場合の課税関係についてお知らせします。

なお、精神的損害に対する賠償金は「非課税所得」に該当しますので、申告の必要はありません。

事業所得等の減収分や就労不能損害に対する賠償金

	従来の請求による賠償金 (3か月ごとに請求・支払を受ける場合)	包括請求による賠償金 (将来の分を含める)
事業所得等の減収分に対する賠償金	合意が成立した日の年分の事業所得等の収入金額として申告するか、または継続して、その補償対象期間に応じ、各年分の事業所得などに係る収入金額として申告することもできる	対象期間中の各年分の事業所得等の収入金額として申告する
就労不能損害に対する賠償金	合意が成立した日の年分の一時所得の収入金額として申告する	対象期間中の各年分の一時所得の収入金額として申告する
前提条件	確定した損害に対して支払われる	将来分を含んだ損害に対し支払われ、精算が前提

財物価値の喪失または減少などに対する賠償金

財物価値の喪失または減少などに対する賠償金は、棚卸資産に該当するものを除き、資産の損害に対する賠償金として非課税になるものと考えられます。具体的な取り扱いについては、今後、国税庁からお知らせされる予定です。

市民税・県民税の平成23年度(平成22年分)と平成24年度(平成23年分)の申告期限はすでに過ぎていきますので、早めに申告を済ませましょう。

市県民税の申告がないと、各種証明書の発行や各種手当などの支給に関して、時間がかかる場合があります。

所得税(国税)の申告期限は延長されていますが、確定申告書を提出される場合には、相馬税務署のほか、避難先の最寄りの税務署でも受け付けています。

申告が必要ないもの

心身の損害または資産の損害に対する賠償金として非課税になるもの

- 避難生活などによる精神的損害
- 生命・身体的損害
- 検査費用(人)
- 放射線被ばく
- 避難・帰宅費用
- 一時立入費用
- 検査費用(物)のうち、家事用資産に係るもの

問い合わせ

■市民税・県民税の申告について

南相馬市役所 税務課 市民税係 TEL 0244-24-5226

■所得税(国税)の確定申告について

相馬税務署 TEL 0244-36-3111 (自動音声案内)

三条税務署 TEL 0256-32-6211 (")

県外借上げ住宅の新規受付終了について

11月30日HP更新

福島県外への避難者が減少し、福島県への帰還が始まっていることなどから、福島県外の借上げ住宅の新規受付を平成24年12月28日で終了します。

新規受付を終了する借上げ住宅

民間賃貸住宅のほか、自治体の公営住宅、UR賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員住宅など

★現在、福島県外で借上げ住宅を受けている方への支援は継続します。

問い合わせ

福島県避難者支援課

TEL 024-523-4157

024-521-8306

南相馬市 建築住宅課

TEL 0244-24-5253

南相馬市復興計画等の進捗状況について(11月14日現在)

12月3日HP更新

進捗状況の概要

- 旧警戒区域内の道路、水道、下水道などの生活インフラについては、平成24年度中に応急復旧を終える予定で、おおむね計画通りに進捗している。
- 除染の仮置き場については、片倉地区では除去土壌等の搬入をほぼ終了し、また押釜地区において造成を施工中。除染作業について、片倉地区、押釜地区に続き、高倉地区において11月12日着手した。榑原地区においては平成25年1月開始予定。
- 旧警戒区域内の災害廃棄物の仮置き場については、塚原地区は平成24年12月からの廃棄物搬入開始に向け造成工事中。2地区(小沢、浦尻)は住民合意を得、残り1地区(村上)は調整中。生活ごみおよび災害がれきの対応のため、新たに仮置場(吉名)を設置することとした。
- 防災集団移転推進事業や災害公営住宅整備事業など被災者の生活再建支援については、10月20日に災害公営住宅整備候補地の近隣住民に対し、基本設計に基づく配置案を提示した。また、10月25、26、30日の3日間で、入居希望者に対する基本設計に基づく配置案、家賃の概要、譲渡の考え方についての説明会を開催するなど、おおむね計画通りに進捗している。

各事業の進捗状況についてはホームページをご覧ください。

今週号に添付しましたのでご覧ください。

※南相馬市の世帯のみ

問い合わせ

復興企画部 企画課

TEL 0244-24-5358

避難指示解除準備区域等における年末年始の宿泊について

12月4日HP更新

平成24年11月28日付けで、国の原子力被災者生活支援チームおよび原子力災害現地対策本部(以下「国」という。)において、「※避難指示解除準備区域等における年末年始の宿泊について」(以下「方針」という。)を定めました。

この方針は、避難指示解除準備区域および居住制限区域(以下「本区域」という。)において、継続的な宿泊を禁止する基本的な考え方は維持する一方、短期間の宿泊であれば、

- (1) 被ばくのリスクが極めて小さいこと
- (2) 最低限必要なインフラ(上下水道等)が整っている地域もあること
- (3) 防犯、防火等に最低限必要な体制を確保できること

などから、所要の措置を講じた上で年末年始の宿泊を特例的に認めるものです。

本市としては、国の方針に基づき、本区域の住民がいまだに避難生活を余儀なくされている状況や本年4月16日の避難指示区域等の見直し後のインフラ等の復旧状況などを踏まえ、国との協議・確認を踏まえたうえで、以下の内容で本方針を運用するものとします。

なお、今回は年末年始に限り、特例的に原町区での宿泊が可能となりますが、小高区においてもこれまでどおり住民の方の一時的な帰宅(宿泊はできない)は行うことができます。

本市の運用に係る考え方

昨年3月11日の発災以降1年10カ月を経過しようとしている中、旧警戒区域内では本年4月16日から自由に一時立ち入りができるようになったものの、依然として宿泊は認められていません。

一方、自宅から避難後2回目の正月を迎えようとする中、住民からは「正月ぐらいは自宅で過ごしたい。」などの宿泊要望があることから、これらの意向にも応える必要があります。

このことから、本制度の運用に係る判断にあたっては、避難指示区域設定の趣旨に照らし合わせながら、

- (1) 市内住環境の整備状況及び安全な宿泊の確保
- (2) 区域内の地元の意向

などを踏まえたうえで、慎重に行うものとします。

本市における年末年始宿泊に係る運用方針

次の理由から、「**本区域のうち原町地区を対象区域**」として運用することとします。

- (1) 短期間の宿泊であっても、住環境の未復旧によって住民に安全に係るリスクを負わせることは避けるべきであること。
- (2) 国の運用方針を踏まえ、最低限必要なインフラ(上下水道等)が整っている地域において運用すべきであること。
- (3) 小高区地域協議会の意向や小高区行政区長会および原町区関係行政区長に確認した地域の実情等を踏まえた慎重な対応が必要であること。

対象地域

本区域のうち原町区(大字名:雫、小浜、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、大甕、高、小木迫、鶴谷、片倉、馬場、高倉、大原)

※ ただし、実際の運用にあたっては、対象地域であっても津波被害状況等に差異があることから、それらの状況を踏まえながら実施します。

実施期間

平成24年12月29日(土)～翌年1月3日(木) (※宿泊可能は1月2日(水)まで)

これまでの経過と今後のスケジュール(予定)

期間等	内容
11月28日(水)	国による方針の公表及び関係市町村への通知
12月 3日(月)	市方針の決定
12月 3日(月)	市議会全員協議会への報告
12月 4日(火)以降	市ホームページ等による市方針の公表
12月10日(月)～	対象者への通知及び参加しおりの送付
12月15日(土)	市広報紙による周知
12月17日(月)～26日(水)	事前受付の開始
12月29日(土)～	年末年始宿泊の開始
12月30日(日)～	事後受付の開始
1月3日(木)	年末年始宿泊の終了

※上記以外の具体的内容については、引き続き国との協議・調整を図り、別途お知らせします。

問い合わせ

復興企画部 危機管理課

TEL 0244-24-5232

自主避難者への借上げ住宅支援について

11月30日HP更新

自主避難者の県内借上げ住宅支援について、下記のとおり実施します。

対象世帯

平成23年3月11日以降、平成24年11月1日までに自主避難し、子どもまたは妊婦のいる世帯。

対象となる住宅 ※基準日 平成24年11月1日

- ・基準日時点で南相馬市以外の県内に賃貸している住宅
- ・基準日時点で県外で借上げ住宅等の適用を受けている方が、新たに県内に賃貸する住宅

受付期間

平成24年12月28日(金)まで(消印有効)

申込方法等について

福島県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/04topix/jisyu.html>

問い合わせ

建設部 建築住宅課 仮設住宅係

TEL 0244-24-5253



浪江町からのお知らせ

年末年始の公益立入りについて

11月28日HP更新

**12月29日(土)から平成25年1月3日(木)まで、
警戒区域および計画的避難区域への立入りできません。**

スクリーニング会場や関係各庁が閉所されるためです。

1月4日(金)～10日(木)の間に立入りを希望する場合は、**12月25日(火)までに申請**してください。

1月4日(金)の申請受付の場合、立入り日は1月11日(金)以降となります。

問い合わせ

災害対策課

TEL 0243-62-0151(直通)

二本松市内の仮設住宅の空間放射線量測定結果(11月27日測定)

11月28日HP更新

(測定地:地上高H=1.0m 単位: μ Sv/h)

測定地	9/3 晴	9/18 晴	10/2 曇	10/15 晴	10/29 晴	11/12 曇・雨	11/27 曇
郭内公園仮設住宅 北出入り口	0.35	0.34	0.32	0.30	0.31	0.30	0.30
塩沢農村広場仮設住宅 集会所脇ポスト前	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.18
安達運動場仮設住宅 集会所A	0.33	0.31	0.28	0.29	0.29	0.28	0.28
安達運動場仮設住宅 集会所B	0.25	0.26	0.23	0.25	0.24	0.20	0.20
浪江小学校(旧下川崎小) モニタリングポスト	0.27	0.28	0.25	0.27	0.25	0.26	0.24
浪江中学校(旧針道小) モニタリングポスト	0.24	0.24	0.25	0.23	0.25	0.24	0.23
建設技術学院跡仮設住宅 談話室掲示板前	0.23	0.25	0.22	0.21	0.22	0.22	0.21
大平農村広場仮設住宅 談話室駐輪場脇	0.23	0.25	0.23	0.24	0.24	0.23	0.25
杉内多目的運動広場仮設住宅 F1西側	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16	0.17
杉内多目的運動広場仮設住宅 集会所1掲示板前	0.22	0.22	0.17	0.20	0.18	0.19	0.18
旧平石小学校仮設住宅 集会所掲示板前	0.21	0.19	0.18	0.21	0.22	0.21	0.20
杉田農村広場仮設住宅 住宅花壇前	0.34	0.36	0.35	0.36	0.32	0.34	0.32
杉田住民センター仮設住宅 談話室西側	0.25	0.25	0.23	0.26	0.25	0.22	0.23
永田農村広場仮設住宅 集会所掲示板前	0.10	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10
岳下住民センター仮設住宅 談話室脇	0.30	0.33	0.31	0.31	0.28	0.28	0.29

問い合わせ

災害対策課 放射線対策係

TEL 0243-62-0152(直通)

本宮市の仮設住宅の空間放射線量測定結果(11月28日測定)

11月30日HP更新

(測定地:地上高H=1.0m 単位: μ Sv/h)

測定地	7/31 晴	8/21 晴	9/4 晴	9/19 曇	10/3 小雨	10/16 晴	10/30 晴	11/14 晴	11/28 晴
恵向仮設住宅(集会所掲示板脇)	0.23	0.23	0.21	0.22	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20
恵向仮設住宅(談話室掲示板前)	0.30	0.28	0.29	0.27	0.27	0.29	0.28	0.27	0.27
高木仮設住宅(集会所掲示板脇)	0.31	0.31	0.29	0.31	0.30	0.28	0.29	0.28	0.30
小田部仮設住宅(談話室掲示板前)	0.20	0.21	0.20	0.21	0.21	0.19	0.20	0.18	0.21
石神第一仮設住宅(談話室東側)	0.27	0.28	0.28	0.33	0.26	0.27	0.27	0.28	0.27
石神第二仮設住宅(集会所西側)	0.28	0.30	0.28	0.29	0.29	0.27	0.30	0.30	0.31
和田石上仮設住宅(談話室西側)	0.17	0.17	0.16	0.17	0.16	0.16	0.16	0.17	0.16
栗木平仮設住宅(住宅中央)	0.20	0.21	0.20	0.21	0.19	0.20	0.20	0.20	0.20

桑折町、福島市内の仮設住宅の空間放射線量測定結果

(11月30日測定)

12月3日HP更新

(測定地:地上高H=1.0m 単位: μ Sv/h)

測定地	8/1 晴	8/22 晴	9/5 晴	9/20 曇	10/4 曇	10/17 晴	10/31 晴	11/16 晴	11/30 曇
桑折駅前仮設住宅(第一集会所)	0.10	0.10	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.10
桑折駅前仮設住宅(第二集会所)	0.10	0.11	0.10	0.10	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10
桑折駅前仮設住宅(第三集会所)	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	0.14	0.14	0.12	0.13
宮代第二仮設住宅(集会所)	0.18	0.19	0.17	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.17
宮代第一仮設住宅(集会所)	0.20	0.21	0.21	0.21	0.19	0.19	0.20	0.19	0.20
北幹線第一仮設住宅(北集会所)	0.11	0.12	0.10	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.11
北幹線第一仮設住宅(南集会所)	0.13	0.13	0.12	0.13	0.12	0.13	0.12	0.12	0.12
笹谷東部仮設住宅(東集会所)	0.16	0.16	0.14	0.16	0.18	0.15	0.13	0.14	0.14
笹谷東部仮設住宅(西集会所)	0.21	0.22	0.21	0.21	0.19	0.20	0.20	0.19	0.20
南矢野目仮設住宅(北集会所)	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09
南矢野目仮設住宅(南集会所)	0.10	0.09	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.09	0.08
森合仮設住宅(中央)	0.32	0.34	0.34	0.32	0.33	0.34	0.30	0.31	0.33
しのぶ台仮設住宅(階段掲示板前)	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	0.10	0.10	0.09	0.10
旧佐原小学校仮設住宅(談話室)	0.06	0.07	0.06	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06	0.07

問い合わせ

災害対策課 放射線対策係

TEL 0243-62-0152(直通)

復興計画(第一次)等に関する住民説明会の概要【更新】

11月30日HP更新

10月2日から11月18日にかけて、県内外14カ所で開催した住民説明会の概要をお知らせします。

配布資料（ホームページでご覧いただけます）

- 議会資料
- 浪江町復興計画【第一次】(概要版)
- 区域見直し資料
- 賠償資料
- 除染資料

意見・質問と回答（ホームページでご覧いただけます）

● 主な意見・質問と回答

※浪江町の世帯に先週号と一緒にお届けした「浪江町住民説明会Q&A」と同じものです。

- 町に対する意見と回答(全日程分)
- 国に対する意見と回答(各会場ごと)

**「町に対する意見と回答」と
「国に対する意見と回答(柏崎会場)」を
今週号に添付しましたのでご覧ください。**

※浪江町の世帯のみ

開催日・場所・参加者数

開催日	場 所	参加者数
10月22日(月)	郡山市 ビッグパレット福島 多目的展示ホールA	600
10月23日(火)	二本松市 二本松市文化センター 大ホール	750
10月26日(金)	会津若松市 会津大学 講堂	160
10月28日(日)	いわき市 いわき明星大学 児玉記念講堂	550
10月30日(火)	本宮市 しらさわカルチャーセンター ホール	320
11月1日(木)	宮城県仙台市 仙台国際センター 展示レセプションホール 桜	110
11月2日(金)	南相馬市 市民文化会館ゆめはっと 大ホール	400
11月4日(日)	福島市 福島県文化センター 大ホール	990
11月7日(水)	東京都港区 ヤクルトホール ホール	330
11月9日(金)	茨城県つくば市 つくばカピオ ホール	75
11月13日(火)	白河市 白河市民会館 ホール	170
11月14日(水)	新潟県柏崎市 柏崎市文化会館アルフォーレ 大ホール	110
11月15日(木)	埼玉県さいたま市 さいたま市文化センター 大ホール	110
11月18日(日)	大阪府大阪市 大阪会館 E会場	45

問い合わせ

復興推進課

TEL 0243-62-4731(直通)



双葉町からのお知らせ

町長メッセージ

12月3日HP更新

双葉町の未来のために

師走に入り、寒さが日一日と肌身に染みる季節となりました。そして今もお不自由な避難生活を強いられている町民の皆さまのご苦勞を思うと、来年は町の見通しが定まり、前進することができるよう新たな気持ちで取り組んでまいります。

原発事故を振り返りますと、原子力発電所は、町・県・東京電力の安全協定に基づき運転し、東京電力は絶対事故は起きない、安全であると言いきってききました。しかし、事故は起きてしまいました。原発事故は双葉町民に対する背信行為であることは言うまでもありませんし、国の指示により避難を強いられている私たちは最大の犠牲者であります。

そして事故から1年9カ月過ぎた今も正式な謝罪がなく、事故対応の会議も開催されておられません。そのような状況の中での避難指示区域の再編、再建不可能な損害賠償の提示、信頼性を欠いた県民健康調査など、どれ一つをとっても私たち被災者の人権を無視した形で進められていることを皆さんと共有し、対策を講じなければなりません。

私は、10月にスイスのジュネーブで開催の国連人権理事会の前日、原発事故の状況と懸念される放射能による健康被害について説明する機会を設けていただき、原発事故に関する人権問題を国際社会に訴え、支援を求めてまいりました。11月10日には平野復興大臣とともに双葉町に入り、セイダカアワダチソウの生い茂った田畑、雨漏りや傾いた住宅、寸断されたライフラインなどつぶさに町の現状を見ていただきました。いわき市の南台仮設住宅で行われた懇談会では「今後の方向性が示されていない」など、将来に対する不安の声が上がりました。私からは被災者の声を真摯に汲み取っていただくよう要望した次第であります。

しかし、町の行政だけでできることには限りがあります。双葉町には色々な知識や才能を持った人がいます。皆さん立ち上がってくれませんか。沈黙からは何も生まれません。共に声を上げましょう。そして7千町民と双葉町の未来のために町民の皆さまの英知を結集し、あらゆる困難にも負けず、生き抜くための権利を主張し、皆さんと共に取り組みましょう。

結びに、今年一年を締めくくるにあたって、双葉町民を受け入れていただいております関係自治体には物心両面にわたりご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。また、人的支援を頂いております自治体、義援金などをお寄せいただいた皆さまに深く感謝を申し上げます。

平成24年12月1日

双葉町長 井戸川 克隆

日本赤十字社による生活家電セット寄贈事業の終了について

11月29日HP更新

これまで借上げ住宅および仮設住宅入居者等に対して日本赤十字社から生活家電セットが寄贈されてきましたが、**平成24年12月28日までに町に申請、平成25年1月末日までに入居される方**をもって、事業が終了となる連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、寄贈予定数は全国で1,350件となっていますが、寄贈予定数に達した場合は、12月28日前であっても受け付けが終了されます。受付終了期日が早まる場合は事前にお知らせいたします。

問い合わせ

双葉町埼玉支所 総務課

TEL 0480-73-6880(代)

「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準」について

11月30日HP更新

平成24年7月20日に国(経済産業省)から「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が、また平成24年7月24日に東京電力から「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」が公表され、先日住民説明会が開催されましたが、このたび国(経済産業省)から「新しい賠償基準について[平成24年10月版]」が示されましたので、お知らせいたします。

※「新しい賠償基準について[平成24年10月版]」(PDF)はホームページでご覧いただけます。

問い合わせ

双葉町埼玉支所 企画課 原子力対策室

TEL 0480-73-3611、3613

中間貯蔵施設の現地調査に係る質問事項について

12月4日HP更新

双葉町では、これまでも環境省との協議において、中間貯蔵施設の問題点を提起していましたが、明確な回答が示されず、平成24年11月16日文書による回答を求めました。

平成24年11月21日環境省より回答があり、その内容を精査しましたが、その回答は十分なものは認められず、平成24年11月26日にその旨を通知しています。

- ・町から環境省への質問事項
 - ・環境省からの回答
- } ホームページでご覧いただけます。

今週号に添付しましたのでご覧ください。

※双葉町の世帯のみ

問い合わせ

双葉町埼玉支所 住民生活課

TEL 0480-73-6880(代)

常磐自動車道の災害復旧工事に係る除染作業について

12月4日HP更新

環境省では、常磐自動車道の災害復旧工事に先立ち、高速道路敷地内の除染作業を平成24年12月から平成25年6月までの予定で実施しています。

この除染は、復旧工事や通過交通のための除染であり、段階的に放射線量を低減させ、将来的には除染計画に基づいた法面等の再除染を行います。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

今週号に添付しましたのでご覧ください。

※双葉町の世帯のみ

問い合わせ

環境省福島環境再生事務所

TEL 024-573-7330



大熊町からのお知らせ

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

11月28日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率(μ Sv/h)									線量計
			9/26	10/2	10/10	10/16	10/24	10/30	11/7	11/13	11/20	
23	夫沢	西北西約2.5km	13.8	13.7	12.1	13.7	13.4	13.0	13.2	14.1	13.4	NaI
25	野上	西約14km	2.2	2.3	1.9	2.3	2.3	2.4	2.2	2.2	2.2	NaI
26	野上	西約11km	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.3	2.2	2.2	NaI
29	夫沢	西約2.5km	39.1	38.6	39.5	36.2	39.0	36.7	33.7	35.3	35.1	IC
30	夫沢	西約2.5km	18.2	16.9	16.5	17.6	17.6	16.6	19.0	18.0	17.3	NaI
34	大川原	西南西約8km	2.6	2.4	2.4	2.3	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	NaI
35	野上	西南西約7km	8.8	8.2	8.9	8.6	9.4	9.1	8.3	9.3	9.2	NaI
36	下野上	西南西約5km	5.4	5.4	4.6	4.7	5.1	5.4	4.8	5.2	5.1	NaI
37	夫沢	西南西約3km	49.1	47.4	47.6	47.4	46.9	44.1	47.9	46.5	46.3	IC
38	小入野	西南西約3.5km	5.9	5.7	5.2	5.7	5.9	5.3	6.2	5.7	5.4	NaI
47	熊川	南南西約4km	21.6	21.2	22.7	22.2	22.1	22.7	21.8	23.9	23.6	IC
50	熊川	南約4km	12.6	12.5	13.0	12.9	13.7	13.5	12.6	13.6	13.1	NaI

線量計の種類

NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値

IC : 電離箱による値

測定実施者:電力会社

問い合わせ

文部科学省 原子力災害対策支援本部 加藤

TEL 03-5253-4111 内線4604、4605

避難指示区域および警戒区域が見直されました

11月30日HP更新

国の原子力災害対策本部が、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い設定されていた避難指示区域および警戒区域の見直しを、12月10日(月)より実施することを決定しました。

今回の見直しについては、住民の安全・安心の確保を最優先にした年間積算線量の区分に応じて、年間20ミリシーベルト以下の「避難指示解除準備区域」、年間20ミリシーベルト超50ミリシーベルト以下の「居住制限区域」、年間50ミリシーベルト超の「帰還困難区域」の3つの区域に再編されるものです。

なお、今回の見直しは12月10日(月)から実施され、区域への出入り等が一部緩和されますが、避難指示は引き続き継続されますのでご注意ください。

大熊町に設定されていた警戒区域が解除され、避難指示区域が次のように見直されます。

見直し後の区域名	該当行政区
「避難指示解除準備区域」	中屋敷行政区
「居住制限区域」	大川原1・2区行政区
「帰還困難区域」	上記を除く全ての行政区

施行日

平成24年12月10日(月)午前0時から新たな見直し区域となります。

※区域見直しは午前0時からですが、居住制限地域・避難指示解除準備区域へのゲート開放時間は、午前9時からになります。

区域見直しに伴う規制

- 「帰還困難区域」については、従来と変わらず立ち入りの制限があります。
- 「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」については、区域への出入り等が一部緩和されますが、出入りには**町が発行する通行証**が必要となります。
- 中屋敷行政区、大川原1・2区行政区の皆さんには申請に基づき通行証を発行します。

※帰還困難区域に指定される他の行政区の方に関しては、今までどおり一時帰宅および公益目的の立ち入りとなり、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」へ自由に立ち入ることはできません。

区域見直しに伴う賠償について

今回の区域見直しに伴い、財物(土地・建物・家財)、精神的損害等(包括請求追加分)の賠償が東京電力により進められることとなります。

なお、申請手続きや開始時期については、判明し次第、別途お知らせします。

問い合わせ

会津若松出張所 企画調整課

TEL 0120-26-3844(代表)

佐藤知事が現地調査受け入れを表明しました

11月29日HP更新

11月28日、中間貯蔵施設に関する国と県、双葉郡町村の会議が福島市で開かれ、佐藤雄平福島県知事が、環境省から要請されていた施設の現地調査について、施設建設の受け入れとは異なることなどの3項目の条件をつけた上で、受け入れることを表明しました。

また、この会議に出席した双葉町を除く双葉郡7町村長も大筋で了承しました。

調査受け入れについて、渡辺町長も「現地調査と施設の設置は別」との前提の上で「調査しないと分からない事項もある」として、調査の受け入れを了承しています。

今後、町では、住民の皆様の理解を得られるよう、住民説明会を開催する予定です。

なお、中間貯蔵施設の現地調査受け入れの3条件は次のとおりです。

- (1) 「現地調査の受け入れ」は「施設建設の受け入れ」とは異なる。
- (2) 現地調査の候補地域に丁寧に説明し、国が設置者としての責任を果たす。
- (3) 現地調査の状況を適時に報告する。

問い合わせ

会津若松出張所 企画調整課 TEL 0120-26-3844 (代表)

大熊町「いわき応急仮設住宅」入居申し込みの取り扱いについて

12月4日HP更新

いわき市の応急仮設住宅につきましては、現在建設中の鹿島町下矢田仲沖地区の50戸の完成をもって終了となります。今後、追加の建設予定がないことから、平成24年11月末日をもって、一旦入居申し込みの受け付けを終了しましたのでご了承ください。

完成した応急仮設住宅への入居のご案内につきましては、準備が整い次第、個別にお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。

入居決定者につきましては、鍵の引き渡しの際に就労・就学・通院などの入居に関する事由が確認できる書類を提出していただくこととなります。確認ができない場合は、入居の決定を取り消す場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、現在「いわき応急仮設住宅」への入居は大変困難な状況となっております。今後、空き戸数が確保できた段階で再度、募集をいたしますので、今回入居できなかった方や新規の方につきましては、お手数ですが、改めて申し込み手続きをいただきたいと存じます。

町としましても、入居実態がない住戸があるとの声が寄せられていることから、実態を調査し、適正な入居管理に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ

会津若松出張所 生活支援課 TEL 0120-26-3844 (代表)



川内村からのお知らせ

国・県の義援金および川内村義援金配分のお知らせ

12月3日HP更新

東日本大震災の発生から1年8カ月が過ぎ、帰村をしても生活に支障がある方や、避難先での生活にご苦労されている方に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、この度、「国・県の第二次義援金追加分」および「川内村第三次義援金」を次のとおり配分することにしました。

なお、皆さまの手間を省きたいことから、前回申請のあった方の口座に振り込みをすることとします。また、振り込み通知はしませんので、お手数ですが金融機関で記帳をしてお確かめください。

■ 国・県の第二次義援金追加配分

配分対象者

- ①平成23年3月11日現在、川内村住民基本台帳および外国人登録名簿に登録されていた方。
- ②川内村住民基本台帳登録のない方で、平成23年3月11日現在居住していて、第1、2次配分金の該当になった世帯。
- ③出生者については、平成24年1月31日までに出生された方。

※他市町村から国・県義援金を受けた方は対象となりませんのでご注意ください。
二重給付が判明した場合は義援金を返還して頂きます。

義援金配分額

1人あたり46,000円(国42,000円、県4,000円)

※配分対象者で②に該当している場合は、1世帯46,000円(国42,000円、県4,000円)

請求可能な人

原則として世帯主(世帯主が死亡した場合は代表者「死亡義援金申請者等」)

振り込み口座

原則として世帯主の口座となります。(世帯主が死亡した場合は代表者等)

前回の国・県第二次義援金を申請していない方は別途ご連絡ください。ご連絡が無い方については、送金できません。

振込開始時期

「川内村第三次義援金配分」の振込開始時期と同じ時期になります。

次ページへ続きます

その他

- ①他町村より義援金を受ける旨の申し出があった方には、今回の国・県配分はありません。
- ②請求者の死亡、離縁、人数の変更(①の理由により)、振込先の変更等があり過去の義援金で反映されていない方については、事前に川内村役場復興対策課までご連絡をお願いします。
- ③振込不能の場合、役場より後日連絡がいきますので、ご理解ください。また送金が遅れることもご理解ください。

川内村第三次義援金配分

配分対象者

- ①平成23年3月11日現在、川内村住民基本台帳および外国人登録名簿に登録されていた方。
- ②出生者については、平成24年1月31日までに出生された方。

※村へ住民登録があり、国・県義援金は他町村で受領している方でも、市町村配分義援金については、住民票所在地町村からの配分となります。

義援金配分額

平成24年3月11日現在で住民登録のある方 1人あたり 14,000円

請求可能な人

原則として世帯主

振り込み口座

原則として世帯主の口座となります。

前回村1次義援金を申請されていない方、または村2次義援金配分を受領されていない方は、別途ご連絡ください。ご連絡が無い方については、送金できません。

振込開始時期

12月下旬から振り込み手続きを開始します。

その他

- ①請求者の死亡、離縁、振込先の変更等があり過去の義援金で反映されていない方については、事前に川内村役場復興対策課までご連絡ください。
- ②振込不能の場合、役場より後日連絡がいきますので、ご理解ください。また送金が遅れることもご理解ください。

※役場へのご連絡は、金融機関への振込依頼の都合上、12月14日(金)までお願いします。

問い合わせ

復興対策課

TEL 0240-38-2112

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日は 12月16日(日)です。

三条市で不在者投票ができます！

住民票のある避難元の市町村から三条市に避難している方は、三条市選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。

- 期間 衆議院議員総選挙 **12月5日(水)～12月15日(土)**
最高裁判所裁判官国民審査 **12月9日(日)～12月15日(土)**

※衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票開始日が違います。

- 時間 午前8時30分～午後8時(土・日も投票できます。)
- 場所 三条市選挙管理委員会 (三条市役所第二庁舎1階)

手続き方法

①投票用紙一式を請求する。 **※まだの方はお早めに！**

住民票のある地元市町村選挙管理委員会から届いた不在者投票用「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。(メールやFAXでは請求できません)

地元市町村の投票所(期日前投票所を含む)で投票できる方は、請求しないようご注意ください。請求してからは、期日前投票所や当日投票所で投票することができなくなる場合があります。

②投票用紙一式を受け取る。

地元市町村選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。

総選挙と国民審査の不在者投票開始日が違うため、投票用紙が届くのが**12月9日(日)以降**になります。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

避難元市町村に投票済みの用紙を郵送するため、**余裕を持って早めの投票をお願いします。**



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5511 内線320

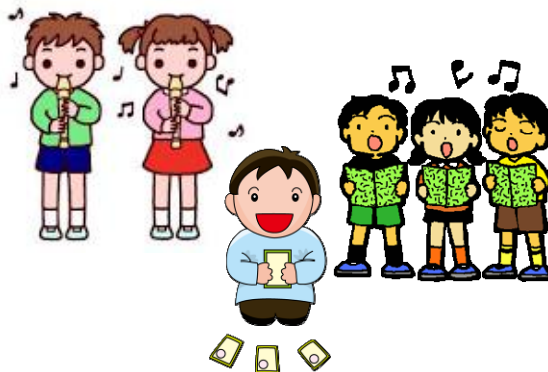
『旭っ子キッズたちとの交流&お米寄贈』のお知らせ!!

スマドリイレスン〜笑顔と希望を届けよう〜

三条市立旭小学校5学年の児童から、被災された皆さんのために、リコーダーや歌唱を披露したり、自作のゲームをしたりして、交流を図りたいというお話がありました。

一人でも多くの皆さんに「ひばり」に来ていただき、児童と一緒にいろいろなお話などして楽しみましょう。多くの方の参加お待ちしております。

また、昨年避難者の皆さんにクリスマスプレゼントとしてお米をいただきましたが、今年も丹精込めて育てられたお米を皆さんに食べてほしいとプレゼントしていただけます。



☆感謝ですね あいごう 旭っ子キッズ!!

とき・ところ

12月7日(金) 午前10時～11時頃
交流ルームひばり

当日お時間のある方は、ぜひ参加をお願いします。

お米引き換え方法

- ▶ お米引き換え券と交換になります。
- ▶ 交流会に参加される方には直接お米をお渡ししますので、引き換え券を忘れずにお持ちください。

当日参加されない方は、**12月7日～28日**
(休館日を除く)に、引き換え券をお持ちの上、お越してください。



旭っ子の
お米を食べて

元気だして
ください!



問い合わせ

交流ルーム ひばり (総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 8:30~18:00 [休館日] 毎週木曜日

第三回ボウリング交流会（親睦）



今回は、燕市のボウリング場にしてみました。

POP BOWL

少し会場まで遠くなりますが、1、2回目とは違った雰囲気を楽しんでいただければと思います。

「帰りにどこかで食事を」とお考えの方にも、会場近くに食事するところが多いので良いかと思われます。

「移動手段がないから、どうしようかな」という方、ひばりスタッフまでご連絡ください。

- ◆開催日：12月22日（土）
- ◆集合時間：10時10分集合 POP BOWL
- ◆ゲーム開始：10時30分頃です。
※2ゲームを予定しています。
- ◆参加申し込み締切日：12月20日（木）
多くの方の参加をお待ちしています。

☆会場場所：国道8号線から289号線へ（三条燕1C入り口）方面へ→北陸自動車道の下を通り交差点3カ所を過ぎて数百メートル右側に「セブンイレブン」があり、そこを過ぎてから右折→左折→直進→『POP BOWL』です。



料金表	料金 (1ゲーム)	貸靴代 (1足)
一般	500円	300円
学生	400円	300円
シニア（満60歳以上）	350円	300円
ジュニア（高校生以下）	350円	200円

問い合わせ

交流ルーム ひばり（総合福祉センター内）
TEL 0256-33-8650
E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp
 [開館時間] 8:30～18:00
 [休館日] 毎週木曜日

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0120-455-770	双葉町:旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)
大熊町	0120-26-3844	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
いわき市	0246-25-0500	
福島市	024-535-1111	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している世帯数(2012.12.5現在)

市町村名	世帯数
南相馬市小高区	41
南相馬市原町区	8
南相馬市鹿島区	1
浪江町	8
双葉町	4
大熊町	2
富岡町	2
川内村	1
いわき市	1
福島市	1
郡山市	12

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
 Tel 0256-34-5511